

みどりの食料システム戦略

○「みどりの食料システム戦略」は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として令和3年5月12日に策定。

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～
MIDORI Strategy for Sustainable Food Systems

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画



「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大



「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

**農林水産業や地域の将来も
見据えた持続可能な
食料システムの構築が急務**

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

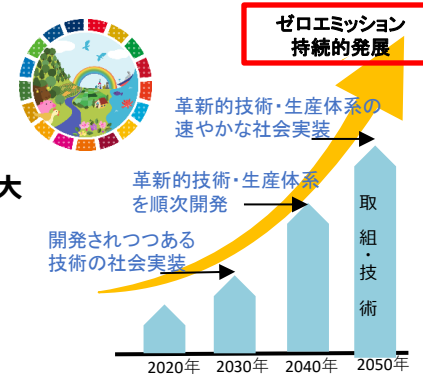
目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）
※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。
2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。
補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。
※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。
地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

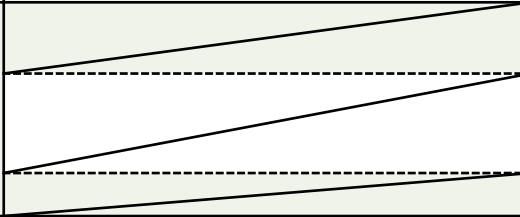
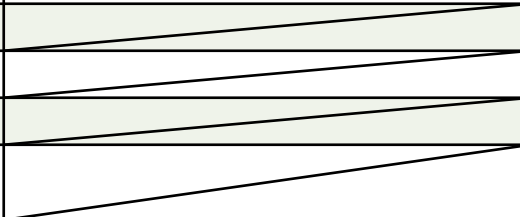
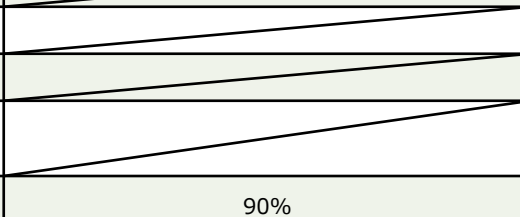
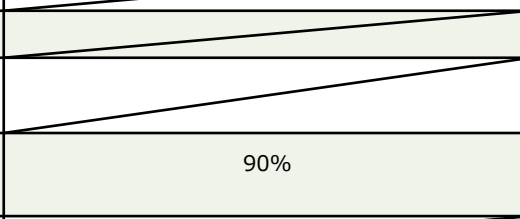
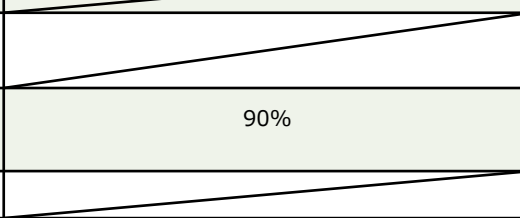
環境 将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

○ 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、14のKPI(2030年・2050年目標)を設定。

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI		2030年 目標		2050年 目標			
温室効果ガス削減	①	農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)		1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)	0 万t-CO ₂ (100%削減)		
	②	農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立		既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する電動草刈機、自動操舵システムの普及率：50%	2040年 技術確立		
				高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6：使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7：実運転条件下でのプロトタイプ実証			
				小型沿岸漁船による試験操業を実施			
	③	化石燃料を使用しない園芸施設への移行		加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合：50%		化石燃料を使用しない施設への完全移行	
④	我が国の再生エネ導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生エネの導入		2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。		2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。		
環境保全	⑤	化学農薬使用量（リスク換算）の低減		リスク換算で10%低減		11,665(リスク換算値)（50%低減）	
	⑥	化学肥料使用量の低減		72万トン(20%低減)		63万トン（30%低減）	
	⑦	耕地面積に占める有機農業の割合		6.3万ha		100万ha（25%）	
食品産業	⑧	事業系食品ロスを2000年度比で半減		273万トン（50%削減）			
	⑨	食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上		6,694千円/人（30%向上）			
	⑩	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の縮減		飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合：10%			
	⑪	食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現		100%			
林野	⑫	林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化		エリートツリー等の活用割合：30%		90%	
水産	⑬	漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復		444万トン			
	⑭	ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換		13%		100%	
				64%		100%	

※本戦略に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として、令和4年6月21日みどりの食料システム戦略本部において、KPI2030年目標を決定。

- 令和4年7月1日に施行された「みどりの食料システム法※」に基づき、農林漁業者や事業者による環境負荷低減の取組を、税制・金融の特例や補助金の優先採択等により支援。

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)

みどりの食料システム法に基づく計画認定制度により、生産者等の前向きな取組を推進

【環境負荷低減事業活動、特定環境負荷低減事業活動】

- 令和4年度末までに**全都道府県で基本計画が作成**
- 生産者による環境負荷低減の取組を都道府県が認定し、**全都道府県で計28,000名経営体以上の農林漁業者を認定**
- **有機農業を促進するための栽培管理協定が茨城県常陸大宮市で締結**
- **32道県70区域で特定区域（モデル地区）が設定**され、地域ぐるみの活動を促進(令和7年6月末時点)

【基盤確立事業】

- 機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等による技術開発や市場拡大等の取組を国が認定
- **計93事業者を認定**（令和7年6月末時点）



ペレット堆肥の利用拡大



可変施肥田植機の普及



ラジコン草刈機の普及

予算・税制・融資で促進

【R6年度補正予算・R7年度予算】

化学農薬・肥料の低減など地域ぐるみのモデル的先進地区の創出、環境負荷低減に資する基盤技術の開発等の取組を推進

- **みどりの食料システム戦略推進総合対策（補正38億円・当初6億円）**
 - ・「みどりの食料システム戦略推進交付金」
 - ・「フードサプライチェーンの環境負荷低減の「見える化」の促進等」
 - **みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業(17億)**
 - **政策ニーズに対応した革新的新品種開発（補正6億円）**
 - **環境保全型農業直接支払交付金（28億円）** 等
- （施設整備・機械導入に係る補助事業等で環境負荷低減の取組への優先配分等を実施）

【みどり投資促進税制】

（適用期限 令和8年3月31日まで）

みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む生産者や事業者による機械・施設等への投資を促進

化学農薬・肥料の使用低減に資する機械・施設等を導入する場合の**特別償却**を措置（**機械32%、建物16%**）

【日本政策金融公庫等による資金繰り支援】

- **農業改良資金**等による無利子融資
- 機械・資材メーカー向けの低利融資(**新事業活動促進資金**) 等

- 農林水産省の全補助事業に対し、最低限の環境配慮の取組をチェック・要件化（愛称：みどりチェック）。
- 補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」について、① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること、② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化し、令和9年度の本格実施を目標に、令和6年度から試行実施。

内容

＜農林水産省の全ての補助事業等＞



各種支援に当たり、最低限の環境配慮の取組をチェック・要件化

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針に示された、「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な7つの取組」



実施手続き

チェックシート
の記入・提出

チェックシートの例（抜粋）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
☒	① 肥料を適正に保管	☒
☒	② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☒
☒	③ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☒
☒	④ 有機物の適正な施用による土づくりを検討	☒

取組内容の確認

農林水産省の補助事業等の申請時に、チェックシートの各項目を読み、該当する全ての項目にチェックを付けて提出の上、取組を実践。

取組を実践した上で、事業報告時にもチェックシートを提出。また、報告内容について、国の担当者が実施状況を確認。（実施方法などは検討中。）



- 2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議(CBD COP15)において、2030年に向けた世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。これを踏まえ、2023年3月に「農林水産省生物多様性戦略」を改定。
- 2025年4月、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(地域生物多様性増進法)」を施行。本法律に基づき、地方公共団体・民間等の活動によって生物多様性の増進が図られている区域を「自然共生サイト」として認定。活動の価値を明確化することで、企業による自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)の自然関連の情報開示等を促進。

CBD COP15において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択

- ・目標3 陸域・海域・沿岸域の30%を保護地域/OECMとする
- ・目標7 過剰な栄養塩の流出半減、農薬・化学物質のリスク半減、プラスチック汚染対策
- ・目標10 全ての農林漁業を持続可能なものとする
- ・目標15 ビジネス部門での生物多様性影響評価・開示推進 (一部抜粋)

農林水産省生物多様性戦略

2030 ビジョンと基本方針

2030ビジョン

農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会

基本方針

- (1) 農山漁村における生物多様性と生態系サービスの保全
- (2) 農林水産業による地球環境への影響の低減と保全への貢献
- (3) サプライチェーン全体での取組
- (4) 生物多様性への理解と行動変容の促進
- (5) 政策手法のグリーン化
- (6) 実施体制の強化

(サプライチェーン)

サプライチェーン全体での理解・行動とコスト負担を通じた生物多様性の主流化

(農業) 生物多様性保全をより重視した農畜産業、生産技術

(森林・林業)

森林の有する多面的機能の発揮に向けた適切な森林の整備・保全と持続可能な利用

(水産)

海洋環境の保全・再生、資源管理の推進、生物多様性に配慮した漁業・栽培漁業

(農林水産空間)

農山漁村の活性化、田園や里地里山里海を通じた保全、景観・防災等公益的機能の発揮

(調査研究と見える化)

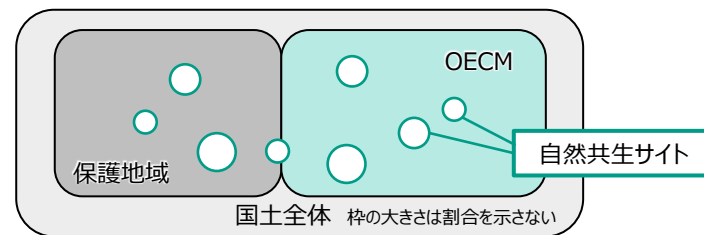
生物多様性保全の取組の見える化、ESG金融や企業評価への活用

地域生物多様性増進法

- ・「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に、「陸地と海洋のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びその他の効果的な手段(OECM※)により保全する」(30by30)が盛り込まれた。

〔※OECM: Other Effective area-based Conservation Measures
保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域〕

- ・環境省では、2023年度から民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定。



自然共生サイトの例

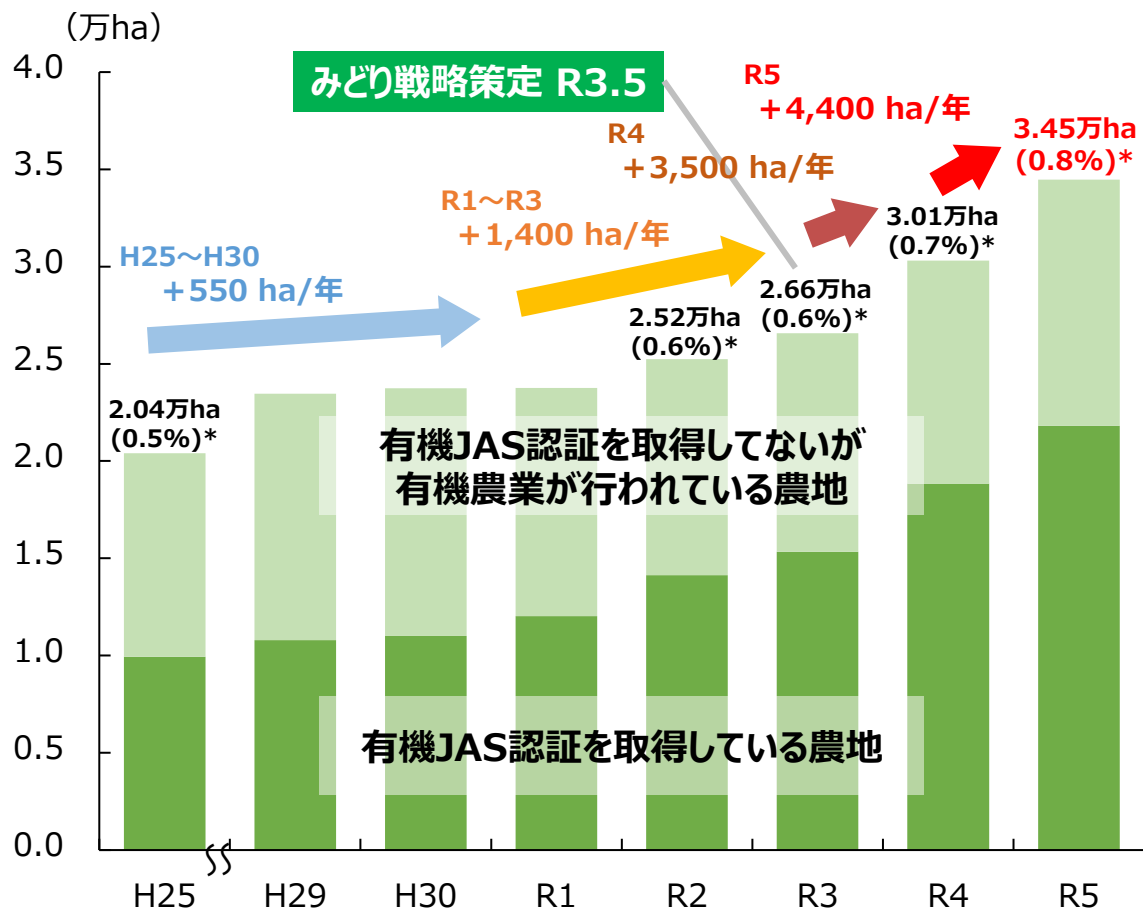
- ・コウノトリを頂点とした環境創造型農業(兵庫県)
- ・生物多様性を重視した「小規模モザイク状皆伐」(東京都)
- ・藻場の再生・保全を通じた磯焼けの改善(鹿児島県)

- ・2025年4月、「地域生物多様性増進法」が環境省、国土交通省、農林水産省の共管により施行され、自然共生サイトを法的に位置づけ。

豊かな生物の多様性の確保、
ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現

- 日本の有機農業の取組面積は令和5年度末で3.45万ha(耕地面積の0.8%)となり、昨年度末から4,400ha増加。
- 地域ぐるみで有機農業の拡大を実践する「オーガニックビレッジ」は、現在46都道府県150市町村まで拡大(令和7年8月末時点)。2025年目標として掲げる100市町村を前倒して達成しており、2030年までに200市町村への拡大を目指す。

■ 日本の有機農業の取組面積の推移

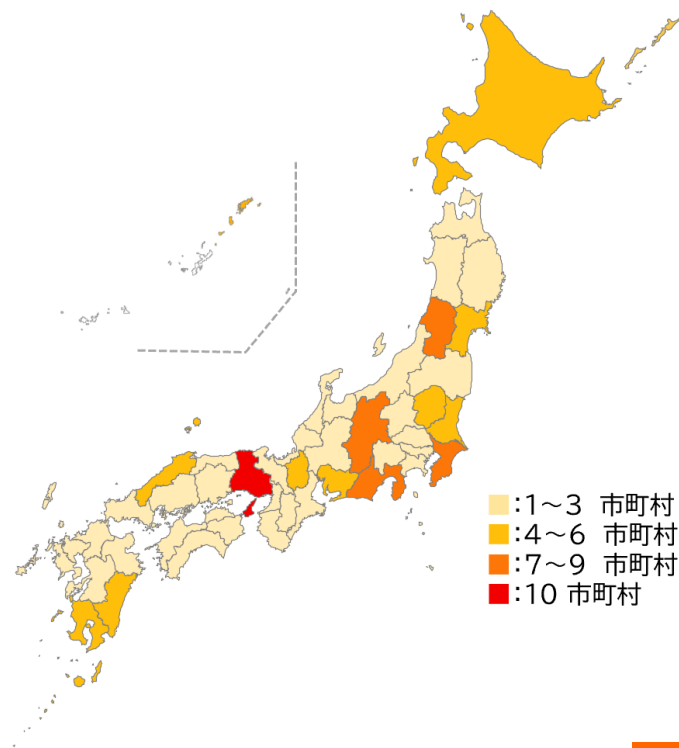


* () 内の数字は各年度における我が国の耕地面積に占める有機農業取組面積の割合。

■ オーガニックビレッジの創出

令和6年度 131市町村

➡ 令和7年度150市町村



- 農山漁村にはバイオマス、水、土地等の資源が豊富に存在。農山漁村再生可能エネルギー法の活用等により、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を促進。
- バイオマスの活用については、バイオマス活用推進基本法及び同法に基づくバイオマス活用推進基本計画の下、関連施策を総合的かつ計画的に推進。

バイオマスの活用

●バイオマス活用推進基本計画(令和4年9月改定)に基づく政策目標

	2024年度 (取りまとめ値※ ¹)	2030年度 (目標値)
バイオマスの利用率	約76%	約80%
バイオマス産業の規模 (製品やエネルギー市場を対象)	約1% (5,952億円)	約2% (約1兆円)
バイオマス活用推進計画※ ² の策定 (都道府県、市町村)	20道府県 1,048市町村	全都道府県 全市町村

※1: 利用率は令和6年度取りまとめ時点、産業規模は令和4年度時点、推進計画は令和6年度末時点。

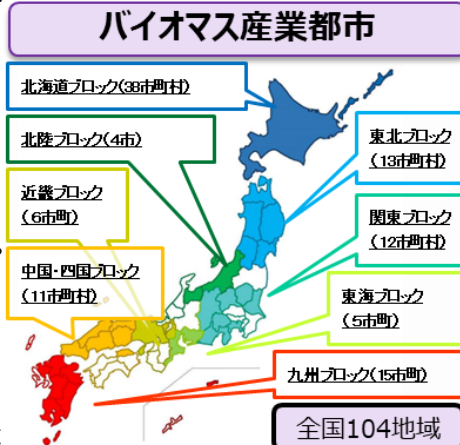
※2: 市町村の計画にはバイオマス関連計画を含む

●バイオマス産業都市

経済性が確保された一環システムを構築し、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域。関係7府省が共同で選定。(平成25年から令和7年3月末までに104市町村を選定済)

●下水汚泥資源の活用推進

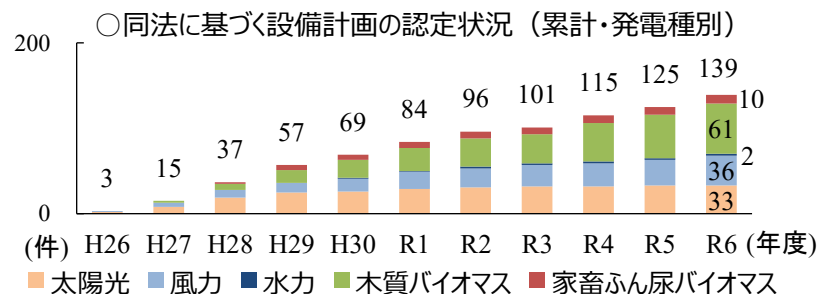
農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力をあげて取り組む。



再生可能エネルギーの導入

●農山漁村再生可能エネルギー法(平成26年5月施行)を活用した取組

市町村が作成する基本計画に基づき、農地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて農林漁業の健全な発展に資する取組を促進。(令和7年3月末までに基本計画を112市町村が作成済)



※複数電源種を位置付けている設備整備計画があるため全体数と電源種ごとの合計は一致しない。

●営農型太陽光発電

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業。



○営農型太陽光発電設備を設置するための農地の一時転用許可実績

許可件数	5,351 件
下部農地の面積	1,209 ha

資料: 営農型太陽光発電設備設置状況等について(令和4年度末現在)(令和6年10月農林水産省農村振興局)を基に作成

農林漁業循環経済地域の構築

地域の未利用資源等を活用した「農林漁業循環経済地域」を全国に創出し、地域のバイオマスや再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設や農業機械等で循環利用する、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進する。